

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

- 字の区域の変更(地方課)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
- 土地改良区の役員住所の変更(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- ◆ 教委告示  
教育委員会の招集(総務課)
- ◆ 公安告示  
遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭西地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十一年十二月十五日現在の地番)
大字恩地字菅谷	大字恩地字菅谷の全域
大字恩地字林ノ谷	大字恩地字林ノ谷六七の一
大字恩地字林ノ谷	大字恩地字林ノ谷のうち六七の一以外の区域

### 鳥取県告示第九百号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十二年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	D C P (%)		T D N (%)	M E (Kcal/kg)	その他の検査
境港市 松景精麦株式会社 山陰工場	境港市外江町字 彦男新田3749 松景精麦株式会社 山陰工場	自家配用加熱圧べんとうもち	62.10	8.8	3.7	3.1	1.7	0.09	0.26								
		自家配用加熱圧べんとうもち	62.10	8.3	3.1	1.9	1.3	0.02	0.26								
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町37 48-1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 前期	62.9	22.0	4.8	2.9	5.7	1.13	0.74						2.950		
		くみあい標準配合飼料 中期	62.9	18.5	3.1	3.4	5.5	1.07	0.67						2.810		
		くみあい標準配合飼料 後期	62.10	14.4	3.2	3.9	6.8	1.47	0.75						2.720		
		くみあい標準配合飼料 成鶏用	62.9	17.4	4.6	2.5	12.2	3.87	0.81						2.850		
		くみあい養豚用配合飼料	62.10	15.7	3.3	2.6	4.3	0.71	0.54			18.1	77.0				
		くみあい養豚用配合飼料	62.10	15.7	3.3	2.6	4.3	0.71	0.54			18.1	77.0				
		くみあい養豚用配合飼料	62.10	15.7	3.6	2.1	4.2	0.65	0.52			18.3	77.4				
		くみあい標準配合飼料	62.10	14.8	3.2	3.5	5.8	1.00	0.74			12.0	72.0				
		くみあい二種混合飼料	62.9	9.1	4.0	1.6	1.7	0.18	0.34								
		くみあい二種混合飼料	62.10	18.8	8.7	2.2	4.3	0.90	0.62								

注 1 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第九百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	小 倉 萬 造	
変更後	変更前	東伯郡赤碕町大字赤碕四〇四
		東伯郡赤碕町大字赤碕四〇六一

鳥取県告示第九百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の變更を昭和六十二年十一月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の變更を昭和六十二年十一月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業小町地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の變更を昭和六十二年十一月十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年十一月十六日(月)午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について
  - 2 その他

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定によ

り告示する。

昭和六十二年十一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スカイランドDX	奥村遊機株式会社
	SUNCU P	
	カップー	
	Lambda	豊丸産業株式会社
	Sigma	
	ドンスペシャルP四	
	ホットラインP二	平和工業株式会社
	メモリーゴールドP二	
	スーパーウイングP二	
	レーザースペースシーエクサ	株式会社大一商会
	シャインゴールド	
	ジャンボヒット	
	ビッグマン一	株式会社三共
サブマリン一		
ファイバーコスモI	株式会社三共	
ジャイロI		
回胴式遊技機	スーパー・ゴールドII	ニイガタ電子精機株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】